

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない

本題に入る前に、日本国憲法の解釈の指針となる基本原則を一度整理したいと思います。憲法の「前文」を熟読していただければ理解が早いと思いますが、三つの柱があります。

一つ目は「国民主権主義」です。国民がこの国の所有者・受益者として平等な存在であること。

二つ目は「平和主義」です。国際関係において軍事力を前面に出すような国家の姿勢を否定します。

三つ目が「人権尊重主義」です。明治憲法では、「臣民の権利は天皇が法律で

認める限り自由である」とされ、国家が国民の自由の形成に介入していません。

これは本来おかしなことで、人間は生まれながらにして自由であり、平等な評価を受け、自分らしく生きる権利を持っている。この「人権の尊重」こそ国家の存在理由ともいえます。

以上の「平和・国民主権・人権」の三原則から、憲法とは、「主権者たる国民が、平和で豊かに自分らしく生きるために、国家に正しく権力を行使させるための法」＝立憲主義であることが分かります。だからこそ憲法99条は、国務大臣

をはじめ国会議員、裁判官その他の公務員にこの憲法を尊重し擁護する義務を課しています。憲法を守るものは国家権力者であつて、国民はそれを監視する立場にあります。

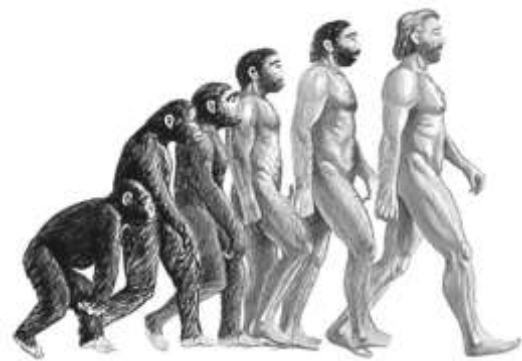
ということを踏まえて本題の討論に入りましょう。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〈自民党草案〉

第19条 思想及び良心の自由は、保障する。

## ◆みんなの学習講座



人間への進化の過程で

果たして人間は自由のため成長・進化したでしょうか？

第19条の二 何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

自由とは何か

自由と社会常識・ルール

司会 憲法は、国民に様々な自由や権利を保障しています。今回は19条の「思

想及び良心の自由」について討論しますが、他の条文とも関連します。「自由」からイメージするものは、「権利」からイメージするものは何か。人間が生まれながらにして持っている権利とは何か。自由に討論してください。

A 自由からは、他人からとやかく言われなとか、自分の考えるままに行動できるけど、勝手にやっていると消極的なイメージがあります。「権利」には、自分の行動を他から守られるという積極的なイメージを感じます。E 自由だ、自由だと言っても私たちは、日常の社会生活の中でいろいろな拘束を受けますよね。遊びたいけど金がないとか、職場や隣近所の間関係とか、やりたくない役員を受けざるをえないとか。B 社会というのは自分一人ではなく、組織が存在します。キマリがないとバラバラになってしまう。その中で人は職場で仕事をして生活している。その職場の中にキマリがある。憲法が職場で守られているか、いちいち考えて行動している人

はいないと思います。労働組合という組織もあります。例えば、5時になれば、さっと帰ってもいいわけです。「お先に失礼します。」と言わなくても帰っていいわけです。しかし、上司から「お先に失礼を言おう」と言われます。どうしても思いますと言わざるを得ない状況があります。自分の考え、思想、良心の自由を侵してはならないと保障されていますが、会社の常識として言わなければならないのかと思います。また、組合に入っているから組合費は天引きされてしまいます。憲法上組合に入りたくないと言ってもいいのではないかと思うわけです。

G そうですね、自由というが1から10まで勝手にということにはならないのではないかと。社会常識として自由があると思います。社会常識というのが明文化されていないので、みんなの常識の捉え方がバラバラなところだと思えます。社会常識なのか法律なのかよくわからないが、ある程度のルールに乗ってないとかえって大変になるのではないでしょう

か。

A II いろいろな常識、考え方を持った人たちが集まって社会をつくっています。お互いに尊重しあうことになるが、そこにルールが生まれると思います。慣習や規則であったり、法律がそうですね。

## 自由にある二面性

D II 社会常識で認められた中での自由ではないか。自由には2つの意味があると思います。内面的な自由と外面的な自由ということ。思想信条の自由とは内面的な自由だと思います。外面的な自由になると、その自由を行使することで相手が被害を被るとなると問題になると思います。だけど内面的自由は、自分の考え方だから、これを侵してはならないということ。自由を内面的、外的で考えなければならぬ。社会常識も時代や社会によつて変化すると思うが、それに合わせて内的自由も変わっていくのか。その辺を整理しておかないといけないのではな

いかな。

G II 相手の自由を侵さない限りの自由ということかな。

C II 例えば、自分はお寺の檀家だが信仰はしていない。しかし、信仰している人の批判はまずいと思います。

G II 思想を持つている人に対して、そんな考えはダメとか言つてはいけません。

C II それは、そう思う。人の内面のことについてダメはおかしい。内面は自由なのが基本だと思います。

A II 靖国参拝も基本的には自由だと思います。しかし、戦前戦中、靖国神社が国家と一緒に果たしてきた役割を考えると簡単には片付けられない。ましてや、国家権力を行使できる立場にいる公務員の参拝は問題です。

F II 世の中には社会常識があり、ルールがあります。苦情も含めて自治会長は受けなければなりません。例えば、ゴミ出しても決まった袋を買つてそれに入れて出す。そういうルール。ルール違反のゴミ袋は引き取つてくれません。木の枝が

自分の敷地からはみ出しているのもまずいですよ。社会常識から外れています。

A II 保守改憲派は、そこを言っていると。あまりにも現実の社会が自由奔放で、ある意味退廃していることに対して不満を持っているのではないのでしょうか。だから、国民を縛る憲法をつくらうとしています。

自民党改憲草案Q&Aでは次のように述べています。「自由には規律を伴うものであることを明らかにした」「内心の自由はどこまでも自由ですが、それを社会的に表現する段階になれば、一定の制限を受けるのは当然です。」

G II 桜井良子さんは自民党に近いが、教育がダメになった、義務と責任感がなくなつたと言っています。

A II だから、規律正しく、従順な国民をつくらうとしています。その先に見えてくるのが、安倍首相のいう「うつくしい日本」となります。

E II ルールと常識、自由というのは、対峙するものだということだ。立憲主義の

## ◆みんなの学習講座



「都教委10・23通達」に対し、「日の丸・君が代」強制反対の予防訴訟を行った都高教の教員に、最高裁は不当判決を下す。(12・2・9)

所でも自由とか人権は、相手の自由や相手の人権を侵さない限り尊重されるというのが日本国憲法に書かれています。公共の福祉に反しない限り、その自由は国が保障するというのは、例えば人に迷惑をかけたり、他人の人権を侵害する場合にはダメですよということです。しかし、今自民党が問題にしているのは公とか国とか、そういう立場で見た場合、個人というものが広がり過ぎて勝手すぎる。だから、押さえつけようとする条文になっています。

良心の自由を侵す

### 「日の丸・君が代」の強制

司会 11999年8月、「国旗及び国歌に関する法律」(国旗・国歌法)が制定されましたが、それ以前から学校現場では学習指導要領に基づく「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の強制が行われてきました。制定以降は法律ができたのだから、さらに強制の圧力が強まっています。この問題について皆さんはどう思いますか。

G II 明らかに「思想信条の自由」に触れます。憲法違反です。

C II 「国旗・国歌法」そのものが憲法に違反しており、憲法の趣旨に反する法律は無効ではないのですか。

A II 「国旗・国歌法」は、1条で「日の丸」を国旗と、2条で「君が代」を国歌と定めているだけで、学校行事などで掲揚、斉唱すべき義務を課したりしていません。ましてや反対したり歌わなかった人に対して不利益を課すなどの規定はありません。

E II そもそも「日の丸」、「君が代」が日本国憲法のもとでふさわしいのか、侵略のシンボルであった「日の丸」が、天皇を主権者とする「君が代」の歌詞が国民主権の原理をとる日本国憲法にふさわしいのか。十分な議論がされていません。

D II 東京の小・中・高校の教職員による都及び教育委員会に対しての「日の丸・君が代」不起立裁判は、この「強制」に従わなかった教職員に出された懲戒処分に対し闘われています。裁判所は業務命令違反に対する処分の量刑を判断するのみで、一部勝訴していますが、憲法判断には踏み込んでいません。

B II 青少年育成推進の役員をしています。が、学校へ行くとき卒業式やその他の式典の時、日の丸に向かい起立して君が代斉唱があります。その時、自分一人だけ座っている勇気もないので起立して口パクくらいの抵抗しかできません。

F II 運動会でも国旗掲揚があります。D II 法律で国旗国歌法ができたから、それが大きな影響を及ぼしていると思いま

す。

E II その法律で処分される。大阪なんか望遠鏡で口が動いているかまでチェックされる。そこまで徹底しています。

B II でも日本国憲法の方が国旗国歌法より上にあるでしょう。おかしいですよね。

D II だから、そこです。本来は、法律は憲法を上回ってはいけないわけ。そして思想信条の自由とは内面なのだから余計に守られて当然だと思っわけです。

A II だから裁判も憲法解釈には触れないで、逃げています。

E II 「日の丸・君が代」裁判は最高裁判で行くとみんな敗訴する。まとめると、今の社会通念上、社会常識上、君が代は起立して歌うでしょう。今、運動会のことでも出たけれど、各行事では**日の丸を揚げます**よね。社会通念上や**つっていること**だから、学校の先生がそれに従うのは、普通、当たり前のことだということになります。そこで、やらないからということとでやる様に業務命令を出すわけ。業務

命令違反として扱われます。君が代を歌

**う歌わないという問題**じゃなくて業務命令違反として処分となるわけです。この考え方で裁判では敗訴となるわけです。法律の判断も社会常識・習慣が非常に大きな部分を占めます。

A II 憲法で保障している権利や自由であっても、たたかわなかつたら踏みにじられるという典型だと思います。

C II 今年の9月、埼玉県の高等学校の教科書採択に県議会が口を出すという問題がありました。日本史の教科書で、国旗掲揚や国歌斉唱について、一部の自治体で公務員への強制の動きがある。”と記述した実教出版の歴史教科書を採択した県教委への圧力と言ってもいいでしょう。ちなみに、この教科書は神奈川県

では採択されませんでした。  
A II 現憲法下でも時の政府は、法律や世論を誘導して愛国心とか、国民の責務とか、道徳なるものを押しつけてきます。言え、個人の在り方に**国家が口を出してきています**。

### 自民党草案から見えてくるもの

司会 II 自民党草案の19条は、「思想及び良心の自由は、保障する」と、「**侵してはならない**」を「保障する」に変えています。ここに見えてくるものは何でしょうか。

C II その所が全く分からない。自由権を保障するというのなら、なんの問題もないように思いますが。

A II 誰が誰に何を保障するのか。人権意識が欠如していると思います。心の自由は誰かが保障するというものではない。「**侵してはならない**」が正しいと思いません。

E II 天賦人権は、あつて当たり前のことだから保障するという言葉自体がおかしいですね。侵してはならないは、はじめから持っているものを侵してはならないということ。当たり前にあるものを保障するというのはおかしいですね。

B II 内面の自由に対して保障するとは、**国家権力の介入**という意味にも取れます。

つまり、「侵してはならない」とは、国家権力が国民の思想を問いただしてはならないということも含まれます。

### 憲法がめざす社会の実現を

A II 今の日本は憲法がめざしている社会とはほど遠い状態にあります。自民党は現状の社会に憲法を合わせることを考えています。

E II 憲法には、こういう国家であるべきだという理想が書いてあります。理想は、建前として大事だと思う。建前・理想がなかったら自分達は、どこに向かつていけばいいのかわからなくなります。本音



・本能のままだったら皆、バラバラでしょう。こういう理想の社会があつて、そこに皆で向かっていきましようということです。という意味で憲法は非常に大事だと思います。

A II 本当に理想を求めない政治家はいらないですね。我々主権者が彼らを選ばなければいいのだと思う。しかし、選挙の結果は現状の通りなのでガツカリします。

B II 憲法、理想を大事にする有権者が少ないということか、残念だね。

D II あの福島県でも自民党が勝ちましたからね。

B II こんなに憲法が大事なのに学校でも充分、学んでこなかったね。こへ来て初めて勉強しなければと気がきました。

G II 今回学んで立憲主義ということで憲法が存在することがわかりました。マイノリティを守れという発想のもとに憲法があるのだということ。それが、今までわかっていませんでした。

B II 立憲主義なんて、今まであまり言わ

なかったですよ。

E II 憲法の前文の議論が大事だと思います。前文が日本国憲法全体を象徴しており、前文の理想に沿って全体が出来上がっています。

D II 思想信条の自由が守られているようで、現実守られていない実態が出てきたと思います。自分自身の認識も整理されてきました。そのことを皆で出し合えばいいと思います。社会的な自分の内面はどうなのか、外的な部分との関係、地域社会や職場でどうなっているのか。それが保障されているのかどうか。保障されていないければ、自分としてどう保障されるのか。そういうことを職場と生活の中で考えていきたいと思えます。

司会 II まだまだ討論は尽きませんが、紙面の都合でそろそろ終わりたいと思います。続きは、次回の第21条「集会・結社・出版の自由」のところに引き継ぎたいと思います。今日はどうもありがとうございました。